

神奈川県国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業
(かながわスタートアップ・ビザ)
申請・活用の手引き

1 事業の目的

本事業は、本県の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点性の向上を図るため、本県が創業活動にかかる事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うことにより、「創業外国人上陸審査基準」を満たす外国人の入国を可能とし、本県内における外国人による創業活動を促進するものです。

2 本事業の対象者

神奈川県内で新たに事業を始める外国人

※ 原則として、現在海外に居住されている方。

既に他の在留資格で日本国内に滞在している外国人の方は利用できません。

3 対象となる事業

本県に対して創業活動確認を申請できる事業は、以下に当てはまる事業とします。

- a. 未病・ライフサイエンス事業（バイオ関連、医療機器等）
- b. エネルギー関連事業（創エネルギー、省エネルギー、蓄エネルギー等）
- c. IT・ロボット事業（ソフトウェア関連、AI 関連、IoT 関連、ICT 関連等）
- d. 観光事業（誘客促進、観光魅力づくり等）
- e. 上記のほか、本県における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点性の向上を図ることに資するものとして、神奈川県知事が特に認めるもの

※ e の内容については申請受付窓口（神奈川県産業振興課）までお問い合わせください。

4 本事業の流れ

(1) 創業活動確認の申請

ア. 提出書類

「創業活動確認」を申請する外国人（申請人）は、以下のすべての書類を日本語で作成し、申請受付窓口に提出してください。書類の作成に当たっては、「記入例」や「かながわスタートアップ・ビザに関するQ&A」を参考にしてください。

- a. 創業活動確認申請書（別記様式第1号）
- b. 創業活動確認計画書（別記様式第1号の2）
- c. 創業活動の工程表（別記様式第1号の3）
- d. 履歴書（別記様式第1号の4）
- e. 誓約書（別記様式第1号の5）
- f. 日本に入国後、6カ月間の住居を明らかにする書類

（賃貸借契約書の写しや賃貸借の申込書の写し、知人宅に居住する場合は申請者の氏名の入った住民票の写しなど）

g. 日本に入国後、6カ月間の生活資金及び帰国資金を明らかにする書類
(預金通帳の写しなど現在の所有資金がわかる書類)

h. パスポート(身分事項の記載面)の写し

※ a～eの様式はダウンロードしてご使用ください。

イ. 提出できる方

提出は、以下のいずれかの方が持参して行うことができます。

a. 申請人本人

b. 外国人の受入れを図ることを目的とする公益社団法人又は公益財団法人の職員で、地方出入国在留管理官署長が適当と認める者(現在、公益財団法人入管協会が該当)

c. 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を經由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理官署長に届け出た者。ただし、申請人本人が国外にいる場合は、本邦の事業所の設置について、申請人本人から委託を受けている者(法人である場合にあっては、その職員)であること。

※ b又はcの方が提出する場合は、提出書類と併せて、「申請人本人との関係がわかる資料」及び「その立場にあることを説明する資料」を持参してください。

ウ. 提出方法

- ・正式な提出の前に、事前相談が必要です。事業計画の内容や申請者の現在の状況等について確認させていただきます。下記受付窓口まで直接来課するか、フォームメールのいずれかの方法でご連絡ください。
- ・提出は、申請受付窓口で直接書類を持参もしくは郵送により受け付けております。
- ・窓口にお越しいただく場合は、事前予約をお願いします。予約なしでお越しの場合、お待ちいただいたり、担当者不在により対応できないことがあります。

エ. 申請受付窓口

かながわスタートアップビザ 相談窓口

所在地 神奈川県産業労働局産業部産業振興課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

お問い合わせや相談の受付フォームは以下のURLにあります

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/startup-visa.html>

(「かながわスタートアップ・ビザ」ホームページ)

受付曜日・時間 月曜から金曜の9時から17時

※ 日本の祝祭日、閉館日を除きます

(2) 創業活動計画の確認

創業活動計画書に記載の内容が、国家戦略特別区域法施行令（以下「施行令」という。）第22条第1号イからニに定める各要件に該当することを、事業経営に関し見識を有する者の意見を聞いたうえで確認を行います。

具体的な確認事項は以下のとおりです。

- ・事業内容
- ・事業実施地域、事業所の開設場所
- ・事業開始までの具体的計画
- ・事業規模、創業活動資金
- ・居住地、生活資金 等

なお、申請人が反社会的勢力であることが判明した場合や、反社会的勢力と関係を有することが判明した場合は、申請を受理できません。また、申請後に判明した場合にはその効果を遡って取り消します。

(3) 創業活動確認証明書の交付

創業活動承認申請が適正であると判断した時は、創業活動確認証明書（別記様式第2号）を交付します。県の担当者が申請書に記載の「申請人の連絡先」に電話等で連絡し、申請受付窓口または郵送にてお渡しします。

交付場所 神奈川県 産業労働局 産業部 産業振興課 新産業振興グループ

受付曜日・時間 月曜から金曜の9時から12時、13時から17時

※ 日本の祭日を除きます

なお、申請書の不備や申請要件の一部を満たしていないと認められるときは、神奈川県知事は申請人に「創業活動確認結果通知書」を交付（郵送）し、不交付を通知します。

(4) 東京出入国在留管理局横浜支局への在留資格（経営・管理）の認定申請

創業活動確認証明書の交付を受けた方は、交付後3カ月以内に、東京出入国在留管理局横浜支局に「在留資格認定証明書」の交付申請を行う必要があります。

手続の詳細については、東京出入国在留管理局横浜支局に直接お問い合わせください。

東京出入国在留管理局横浜支局（就労・永住審査部門）

所在地 〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7

電話番号 045-769-1729

受付曜日・時間 月曜から金曜の9時から16時

※ 日本の祭日を除きます

(5) 創業活動の展開

在留資格（経営・管理）の認定を受けた方は、入国後5日以内に上陸報告書（第7号様式）を神奈川県に提出した上で、6カ月の在留期間中、創業活動を行うことができます。

活動期間中は、2カ月に1回以上の頻度で、創業活動計画の進捗状況をお聞きするため、県内の創業支援機関などが面談を行います。その際、実施状況が明らかになる書類（※）等について提出を求められることがあります。

※ 例：事務所の賃借契約書、従業員の雇用契約書、申請者の預貯金通帳、取引先との契約書等。

なお、創業活動を進める中で、起業に関し相談したいことが生じた場合は、県内の創業支援機関などをご紹介しますので、申請受付窓口（神奈川県産業振興課）までご連絡ください。

(6) 在留期間の更新

スタートアップ・ビザを活用した在留期間である6カ月の経過後、引き続き日本国内に在留し、事業の経営を行うためには、6カ月の経過前に、東京出入国在留管理局横浜支局において、在留資格（経営・管理）の更新手続を行う必要があります。

また、6カ月の在留期間中、起業活動の継続が困難となった場合や、在留資格（経営・管理）の更新が認められなかった場合には、本国に帰国していただくことになります。その場合に帰国できるよう、帰国旅費（本国までの片道航空券相当）については、事業資金とは別に確保してください。

5 申請内容の変更

本県への創業活動確認申請後、申請者の住所や連絡先が変わるなど、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに提出先まで以下の書類を提出してください。

- a. 変更届出書（様式第1号の6）
- b. 変更事項を確認できる書類（例：確認申請時に提出した資料の最新版）

6 創業活動確認の取り消し

「創業活動確認証明書」の交付を受けた方が、交付日から在留資格（経営・管理）の更新手続を終えるまでの間に、以下のいずれかに該当した場合、当該証明書の交付を取り消すことがあります。

- a. 虚偽の申請その他不正の行為若しくは不実の記載のある文書の提出等により、当該確認を受けたことが判明したとき
- b. 創業活動計画の進捗状況の確認等を行う際、正当な理由なく説明、文書の提出その他必要な対応に対する求めに応じないとき

また、創業活動確認証明書の交付を取り消した場合、直ちに交付された創業活動確認証明書を返還していただきます。